

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☒ 令和	〇〇 年 (ケ、ヌ) 第 〇〇 号	物件番号 「1、2」「1～3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
	☐	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。	
(陳述書作成日)令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社〇〇〇〇
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 2 月 18 日

盛岡地方裁判所第 2 民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 3 月 6 日 午前 9 時 00 分から 令和 8 年 3 月 13 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 19 日 午前 10 時 00 分 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所 令和 8 年 3 月 30 日 午後 1 時 00 分 盛岡地方裁判所第 2 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者 (国や都道府県、債務者でない所有者等) に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 2 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 920, 000 1, 536, 000	一括	384, 000	92, 863	0
1	70, 000				
2	1, 850, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市江刺稲瀬字水先
地 番 4 3 4 番 5
地 目 宅地
地 積 1 5 6 . 2 9 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 奥州市江刺稲瀬字水先 4 3 4 番地 5
家屋 番号 4 3 4 番 5
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 8 4 . 4 6 平方メートル
2 階 6 2 . 1 0 平方メートル

所有者 B



物 件 明 細 書

令和 7年 8月 4日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 北 條 秋 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市江刺稲瀬字水先
地 番 4 3 4 番 5
地 目 宅地
地 積 1 5 6 . 2 9 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 奥州市江刺稲瀬字水先 4 3 4 番地 5
家屋 番号 4 3 4 番 5
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 8 4 . 4 6 平方メートル
2 階 6 2 . 1 0 平方メートル

所有者 B



令和7年(ケ)第20号
令和7年4月23日受理
令和7年6月13日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所
執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 奥州市江刺稲瀬字水先
地 番 4 3 4 番 5
地 目 宅地
地 積 1 5 6 . 2 9 平方メートル

所有者 A

- 2 所 在 奥州市江刺稲瀬字水先 4 3 4 番地 5
家屋番号 4 3 4 番 5
種 類 居宅
構 造 木造かわらぶき 2 階建
床 面 積 1 階 8 4 . 4 6 平方メートル
2 階 6 2 . 1 0 平方メートル

所有者 B

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録（物件１、２）」のとおり			
住居表示	（未実施）			
土地	物件１			
現況地目	■宅地			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ■その他の者（Ｂ） 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり			
建物	物件２			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が、本建物を、住居として使用し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」に記載のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、西側で江刺市（現奥州市）が所有する公衆用道路（地番434番3）を介して建設省（現国土交通省）が所有する公衆用道路（地番700番1）に、南側で建設省（現国土交通省）が所有する公衆用道路（地番699番1）に接面している。
現況、本土地は、西側で幅員約4.5メートルの舗装市道「水先馬場線」に接面している。本土地の南側の土地については、登記地目は公衆用道路となっているものの、その現況からは、道路と認めることは難しいのではないかとと思われる。（写真2参照）
本土地の所有権登記名義人はBの妻であるCの実父であり、AやBとの間で、地代等の金銭のやりとりはないとのことである。よって、物件2 建物の使用権原は、親族関係を基礎とした黙示の使用貸借契約によるものと推測する。
- 3 本土地の北東の角付近において、隣地にある物置の庇が越境している可能性がある。（写真3参照）

■物件2 建物関係

- 1 本建物内で、猫が一匹飼育されており、これによるものと思われる損傷が見受けられる。（写真10参照）
- 2 本建物の屋根にはソーラーパネルがあり、Cの陳述によればBが所有しているとのことである。
- 3 2階の納戸に入る引き戸は、理由は不明であるが、途中までしか開くことができない。（写真10参照。写真10の状態が最大に開いた状態である。）

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ C (B (債務者兼 物件2建物所有者) の妻)	私は物件2建物所有者であるBの妻です。物件2建物は、Bが住居として使用しています。Bは普段は仕事で他県にいますが、時々帰ってきます。 物件1土地所有者のAは、私の実父です。物件2建物を建てるにあたり、土地を貸してもらいました。AとBとの間に地代等の金銭のやりとりはありません。 物件2建物内で猫を一匹飼育しています。屋根にあるソーラーパネルはBが所有しています。2階の納戸に入る引き戸は、途中までしか開きません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年4月23日(水)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和7年4月23日(水)	執行官室(郵便)	奥州市役所へ課税関係資料申請
令和7年4月23日(水)	執行官室(FAX)	奥州市役所へ道路照会
令和7年5月14日(水)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和7年6月9日(月) 13:50~14:40	物件所在地	C立会いの上、物件に立入調査 評価人同行

(特記事項)

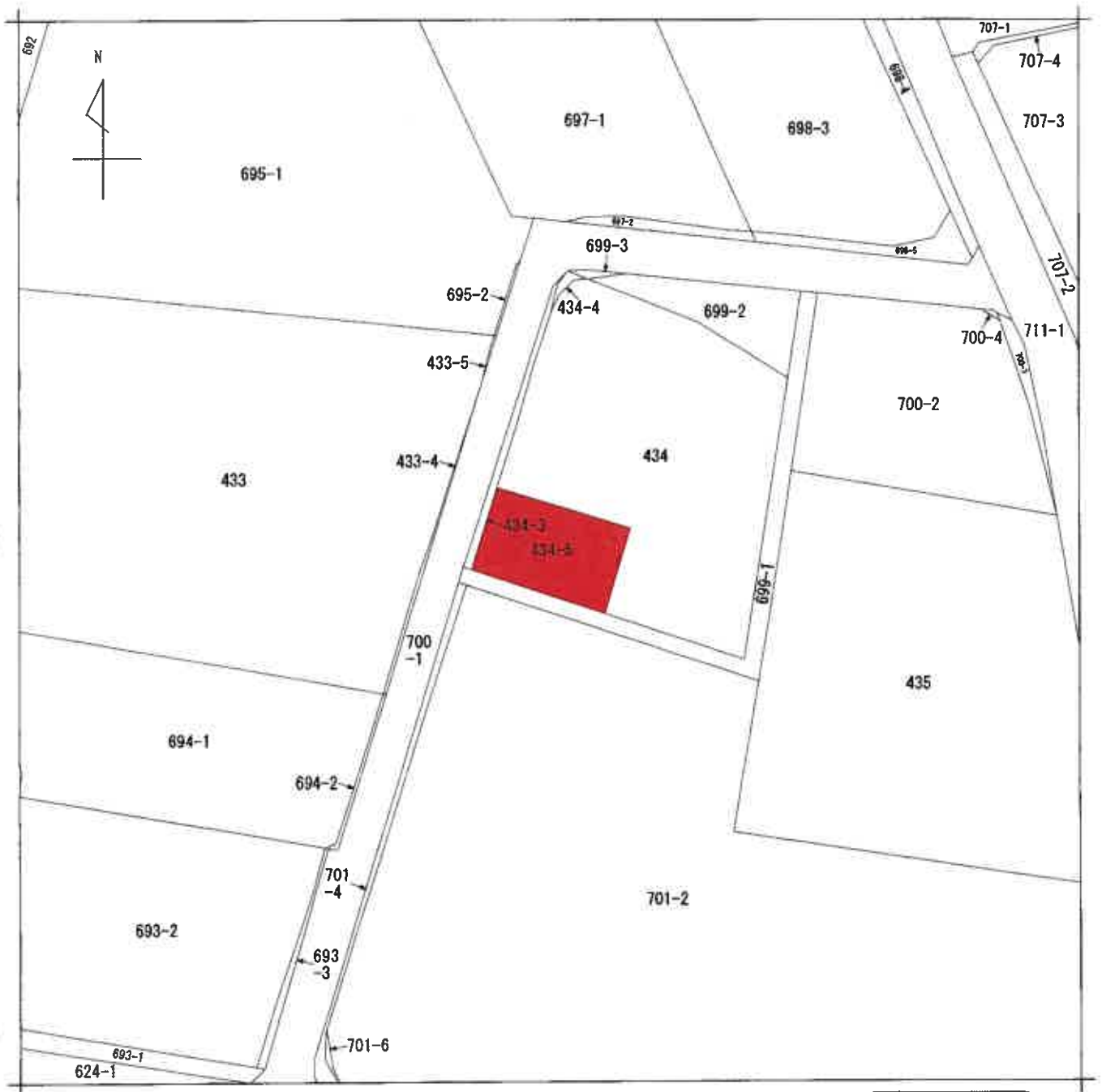
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在であったので、解錠技術者に解錠させ、立会人 を立ち会わせて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
江刺稲瀬字水先

請求部	所在	奥州市江刺稲瀬字水先				地番	434番5			
出力 力尺	1/500	精度 区分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	土地改良所在図
作成 年月日	昭和51年3月12日			備付 年月日 (原図)				補記 事項		

奥州市江刺区稻瀬字水先

総合計欄横	1028.5738815	m2
-------	--------------	----

[illegible]

点 名	X 坐标	Y 坐标
PK1	-86047.701	24326.316

平角直交座標系	X系	測量年月日	平成23年 1月13日
---------	----	-------	-------------

新	境界線の難題
○	アラスカ・アラスカ (地産地消の発展)
◎	コンクリート校
◎	食糧プレート
◎	食糧 鉄
◎	石 鉄
◎	西米・マレーシア

不列颠国家报告番号 U10311

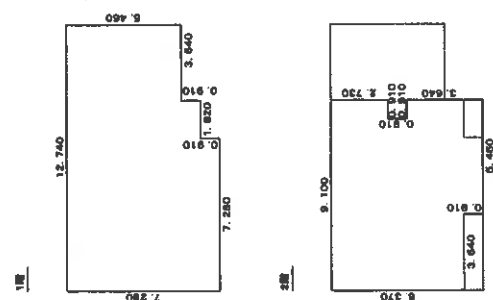
申請人

縮尺 1/250

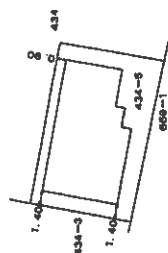
面
区
物
建

家屋番号	434番5
建物の所在	奥州市江刺区稲瀬字水

奥州市江刺区稻瀬字水先434番地5



水曜夜		計		原簿数	冊
7,280	×	7,280	×	82,998	400
1,850	×	6,370	×	11,993	400
3,640	×	5,460	×	18,874	600
計				24,465	300



實收資本		計	
		實收額	元
3,840 ×	6,370	元	22,186,400
4,880 ×	7,280	元	32,120,000
0,910 ×	2,750	元	2,484,800
0,910 ×	3,840	元	3,312,800
計			82,107,200

不動產調查報告書番号 U10311

作成者

申請人

縮尺	1/250
----	-------

縮尺 1/500

令和7年(ケ)第20号 土地建物位置関係図



S≒1/200

434

433

←③

物件2
(家屋番号434番5)

物件1(434番5)
699-1

②

①

701-2

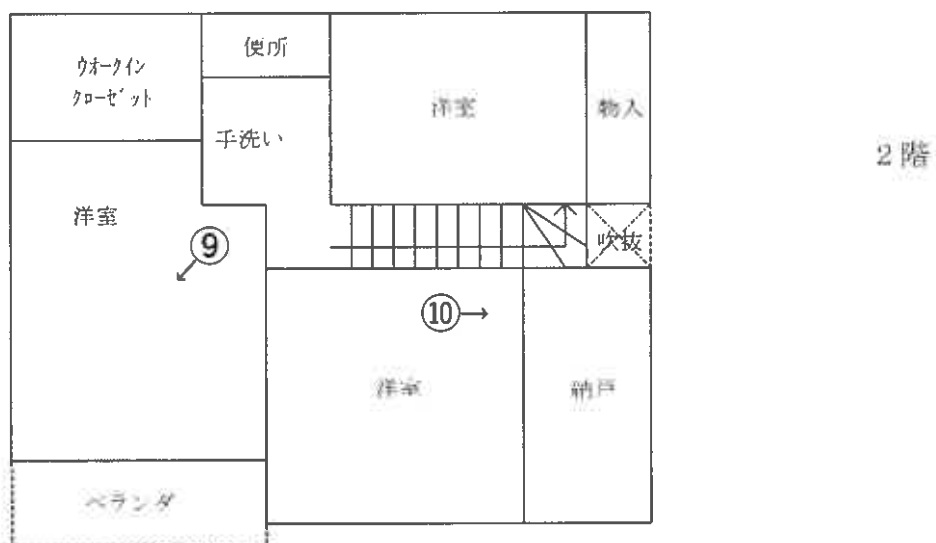
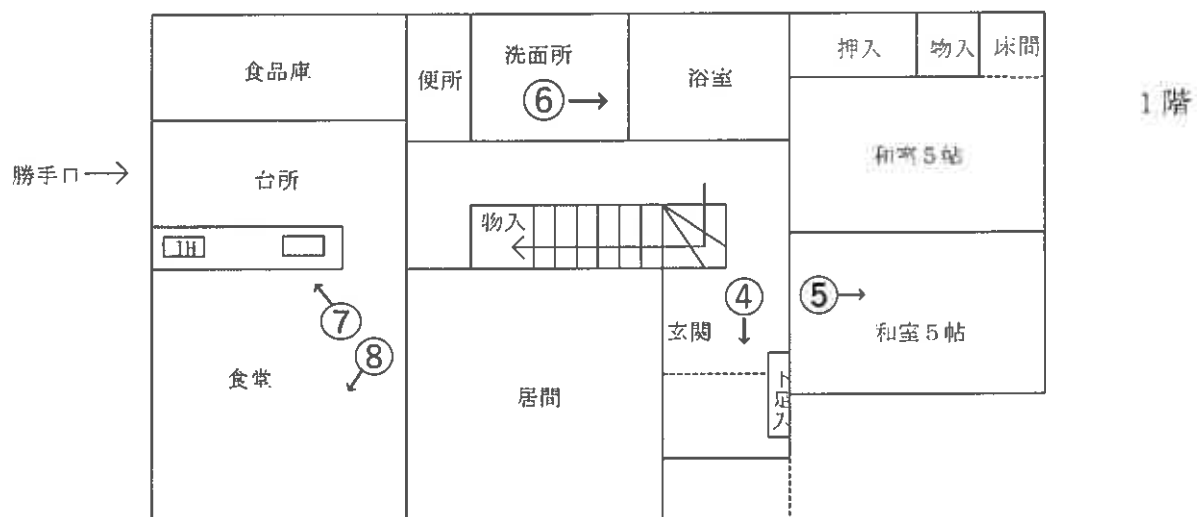
594-1

舗装市道「水先馬場線」

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地の形状および建物の位置関係は概略を記載したものである。

令和7年(ケ)第20号

物件2 間取図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。

建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真 1



写真 2



写真 3



写真 4



写真 5



写真 6



写真 7



写真 8



写真 9



写真 10





令和7年(ケ)第 20号
令和7年 6月 9日 現地調査
令和7年 6月17日 評 価

盛岡地方裁判所第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

東 野 成 紀

第1 評価額

一 括 価 格	
物件1・2	金 5, 3 4 0, 0 0 0円
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2 0 0, 0 0 0円
物件2（建物）	金 5, 1 4 0, 0 0 0円

- 1 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
従って、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定され、物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記簿記載と同じ。

番 号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	奥州市江刺稲瀬字水先 4 3 4 番 5 宅 地 1 5 6 . 2 9 m ²	同 左
2	所在 家屋番号 種 類 構 造 床 面 積	奥州市江刺稲瀬字水先 4 3 4 番地 5 4 3 4 番 5 居 宅 木造かわらぶき 2 階建 1 階 8 4 . 4 6 m ² 2 階 6 2 . 1 0 m ²	同 左
番 号	特 記 事 項		
1・2	特記すべき事項はない。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 東北本線「六原」駅 北東方 約 4.3 km（道路距離）	
付近の状況	付近は奥州市役所江刺総合支所より北西方約 6.9 km（直線距離）に位置する農家集落地域である。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の 個別的な規制を 考慮しない 一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 指定なし 70% 200% — 洪水浸水想定区域（0.5m以上3.0m未満）
画地条件 （規模、形状等）	西側間口約 10 m、奥行約 16 m で、地勢平坦な整形の中間画地である。現況面積は公簿面積と略一致。	
接面道路の状況	西側で幅員約 4.5 m 舗装市道「水先馬場線」（建築基準法第42条第1項1号道路）に等高に接面している。なお、公図上は南側に公衆用道路（市道認定外未舗装道路）が存在するが、現況では道路形状は認め難い。	
土地の利用状況 及び隣地の状況等	物件 2 の建物の敷地として利用されており、建物所有者が使用借権に基づいて占有している。	
供給処理施設	上水道	あり（私設管）
	ガス配管	なし
	下水道	あり（下記特記事項欄参照）
特記事項	・ 土壌汚染については、当該物件を含む周辺が住宅地域であることを考慮すると、土壌に深刻な影響を及ぼす汚染が存在する可能性は低いものと判断される。また、物件 2 の建物の利用状況からも汚染の可能性は低いものと判断した。但し、土壌汚染の有無は指定機関等の専門家による調査を経なければ確定は出来ない。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地には該当していない。 ・ 下水道は農業集落排水が供用されており、周辺道路には下水管が敷設されているが、当該物件の接面箇所には届いていないため、地番 434 番（あるいは 699-2）の隣接地に汚水枥を設置して利用している。 ・ 当該物件の北東端で、上記隣接地に建在する物置の庇が越境している可能性がある。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的 残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成23年6月30日新築 経済的全耐用年数 30年 経過年数 14年 経済的残存耐用年数 16年
仕 様	構 造 木 造 屋 根 瓦 外 壁 サイディング等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 ビニールクロス、敷目張等 床 フローリング、ビニールシート、畳等 設 備 ソーラーパネル、蓄熱式温風暖房機 その他 オール電化住宅 （注）建物の各種設備については動作確認まで出来ないため、使用可能か否かに ついては不明である。
現況床面積	現況床面積は公簿数量と略一致。
現況用途等	階 層 2階建 現況用途 居 宅 間取り 別紙建物間取図のとおり
品 等	居宅としては概ね中品等と判断した。
保守管理の状態	保守管理の状態はやや劣り、要修繕箇所が認められる。
建物の利用状況	所有者及びその家族が居宅として使用占有している。
特記事項	建築時期、構造及び種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、 アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定出来ない。な お、アスベスト使用の有無については専門機関の分析調査を要す る。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性修正 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ ≒ カ
1	2,900	1.01	156.29	1.00	—	460,000

ア 標準画地価格：検討すべき地価公示標準地、地価調査基準地が得られなかったため、地域における地価水準、地元精通者の意見等を参考として、上記のとおり標準画地価格を査定した。

イ 個別格差：方位 +1%（角地補正は不要と判断）

ウ 地積：公簿数量を採用した。

エ 建付減価：特に必要ないものと判断。

オ 市場性修正：土地・建物一体として後記にて考慮。

② 物件2（建物）

当該建物の再調達原価を現在の建築費の推移動向、消費税の課税等も考慮したうえ、標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用した減価修正を行って、建物価格を判定した。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性修正 エ	建物等の価格 (円) ア×イ×ウ×エ≒ オ
2	158,000	146.56	0.46	—	10,650,000

ウ 現価率：定額法（残価率10%で経済的全耐用年数30年、経過年数14年、経済的残存耐用年数16年）を適用し、観察減価法（物理的要因△20%）を併用して、下記のとおり査定した。

$$58\% \times (100\% - 20\%) \approx 46\%$$

エ 市場性修正：土地・建物一体として後記にて考慮。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、更に競売市場修正等を施して、次のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ≒ ウ
1	460,000	0.10	使用借権	50,000

イ 土地利用権等割合：物件2の建物の土地利用権等を使用借権と判断し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物 件 番 号	基礎となる価格 (円) (1①カ、②オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修 正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	460,000	-50,000	1.00	0.80	0.60	200,000
2	10,650,000	+50,000	1.00	0.80	0.60	5,140,000
一 括 価 格						5,340,000

ウ 占有減価修正：特に必要ないものと判断。

エ 市場性修正：物件の所在（△10％）及び下水道利用の状態（△10％）から、市場参加者の可能性等を考慮して査定。

オ 競売市場修正：不動産競売市場の特殊性等を考慮して査定。

第6 参考価格資料

参考とすべき地価公示標準地、地価調査基準地は得られなかった。

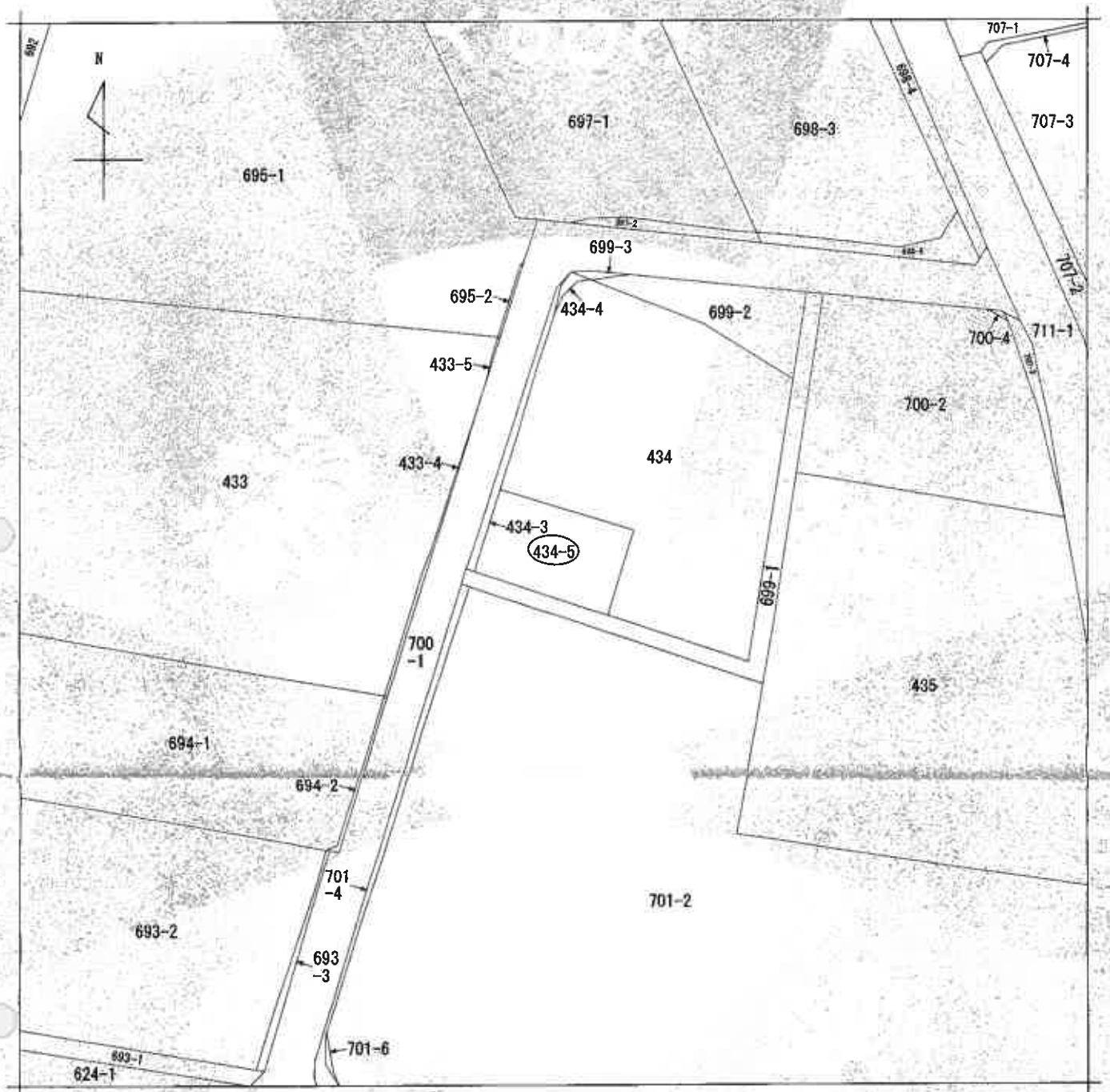
第7 附属資料の表示

受命物件の位置図
公図写
地積測量図写
建物図面・各階平面図写
建物間取図

以 上



公図写



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見比
江刺稲瀬字水先

請求部	所 在	奥州市江刺稲瀬字水先			地 番	434番5		
出 力 総 尺	1/500	精 度 区 分	座標系又は 座番又は記号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和51年3月12日			備 付 年 月 日 (原簿)	補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(盛岡地方法務局水沢支局管轄)
令和7年3月13日
東京法務局新簿出表所
登記部

縮小版

これは図面に記録されている内容を説明した書面である。
 (盛岡地方司法務局 水沢支局管轄)
 令和7年3月13日 東京法務局新設出張所

地積測量図

地番	434.434-5
土地の所在	奥州市江刺区稲渚字水先

求積表

NO	X _n	Y _n	Y _{n-1}	X _{n-1}	Y _{n-1}	X _{n-1}	Y _{n-1}	Y _{n-1}
PK21	-850.13	880	24535.961	15.088	-128224.203229			
PK22	-850.13	489	24545.810	23.848	-128287.703452			
PK23	-850.13	271	24550.847	8.851	-128318.873821			
PK24	-850.13	708	24558.471	-17.781	-128322.165886			
PK25	-850.13	208	24562.058	-14.528	-128359.428824			
PK26	-850.13	145	24565.843	-12.530	-128382.865219			
PK27	-850.13	348	24573.478	-14.530	-128412.457180			
PK28	-850.13	484	24578.585	2.484	-128442.283521			
PK29	-850.13	742	24579.880	8.574	-128448.597809			
PK30	-850.13	675	24582.157	8.058	-128474.283800			
PK31	-850.13	215	24582.938	2.374	-128482.748410			
PK32	-850.13	284	24584.531	8.045	-128482.748410			
合計					1744.548213			
合計					472.2745883			
合計					872.27			
合計					252.86			

NO	X _n	Y _n	Y _{n-1}	X _{n-1}	Y _{n-1}	X _{n-1}	Y _{n-1}	Y _{n-1}
PK28	-850.45	324	24528.888	-12.880	-128574.107160			
PK29	-850.45	348	24538.476	17.275	-128600.251700			
PK30	-850.45	288	24542.842	12.582	-128582.882716			
PK31	-850.45	208	24542.068	-12.212	-128582.882716			
合計					212.257850			
合計					156.28			
合計					47.28			

観測方法：ネットワーク型RTK-GPS(FKP方式)

観測点	点名	X(m)	Y(m)	Z(m)	高	用途
基準点	434-5	-84753.160	50065.716	47.28	24584.531	アンテナ
観測点	PK21	-850.13	880	24535.961	15.088	アンテナ
観測点	PK22	-850.13	489	24545.810	23.848	アンテナ
観測点	PK23	-850.13	271	24550.847	8.851	アンテナ
観測点	PK24	-850.13	708	24558.471	-17.781	アンテナ
観測点	PK25	-850.13	208	24562.058	-14.528	アンテナ
観測点	PK26	-850.13	145	24565.843	-12.530	アンテナ
観測点	PK27	-850.13	348	24573.478	-14.530	アンテナ
観測点	PK28	-850.45	324	24528.888	-12.880	アンテナ
観測点	PK29	-850.45	348	24538.476	17.275	アンテナ
観測点	PK30	-850.45	288	24542.842	12.582	アンテナ
観測点	PK31	-850.45	208	24542.068	-12.212	アンテナ

東側境界点座標リスト

点名	X(m)	Y(m)	Z(m)	高	用途
PK31	-850.45	208	24542.068	-12.212	アンテナ

境界点座標は、測量結果に基づき算出されたものである。

平面図向線継承 又兼 測量年月日 平成23年1月13日

作成者 土地家屋調査士

作成者 土地家屋調査士

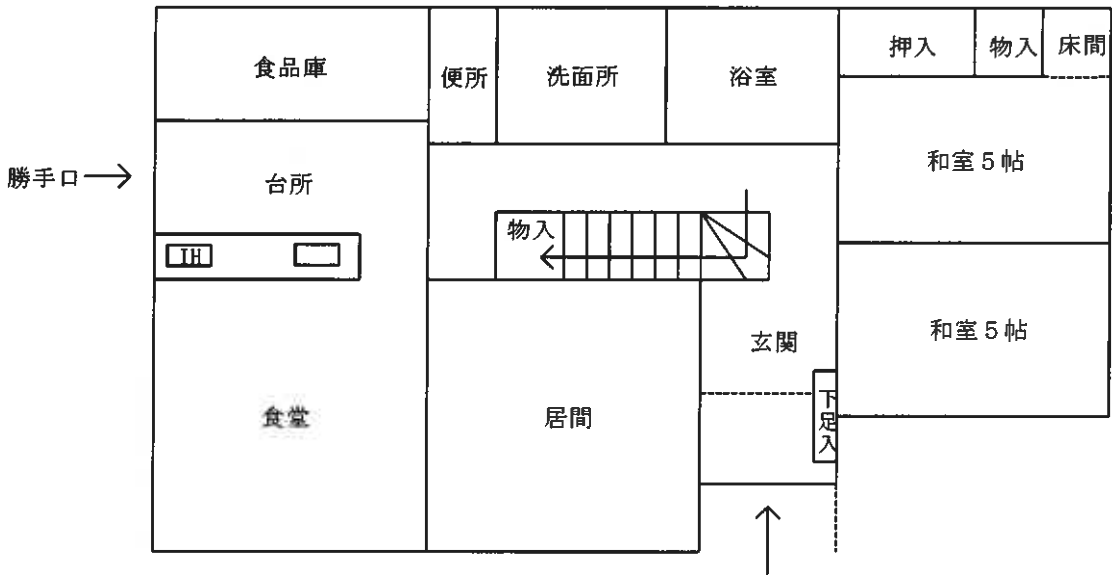
申請人

縮尺 1/250

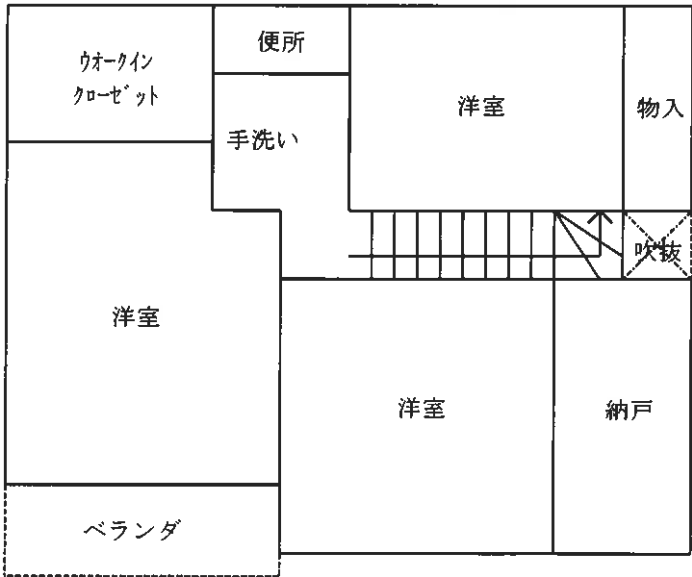
不図面記載事項 U10311

建物間取図

物件 2



1 階



2 階